

子ども・子育て支援新制度における 門真市の保育料の考え方（案）

国が示す新制度における保育料の考え方

- ・ 新制度における保育料は、子ども・子育て支援法において、国が定める額を限度として世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める（応能負担）こととされており、現行の幼稚園・保育所の保育料設定を基に設定されています。
- ・ 国が定める1号認定、2・3号認定の保育料は、それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とされています。
- ・ 保育料の階層を決定するための所得階層の区分は、市町村民税額を基に行うこととされ、市町村民税の賦課決定時期等を考慮し、9月を境に保育料を切り替えることとなります。
- ・ 保育料の算定基準となる税額算定に係る控除は、現在実施している旧年少扶養控除に係る再算定は新制度では行わないこととされています。ただし、市町村の判断により、在園児が卒園するまでの間に限り、現行と同様の扱いは可能とされています。

門真市における保育料の考え方

- ・ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、安定的かつ持続的な子育て支援施策を実施していくため、門真市の保育料については、市の財政状況等も考慮しつつ、国の考え方を踏まえ、公立・私立や施設・事業の種別に関わらない同一の料金表を適用することとし、バランスに配慮して設定することを基本とします。また、今後の国の動向等を踏まえながら、見直しについて検討します。
- ・ 新制度移行に伴う保護者の不安感や負担感を軽減し、円滑な移行を実現するため、保護者負担については、一定の経過措置を設けることにより、激変緩和を図ることとします。

1号認定の保育料（幼稚園等）

- ・ 現行の幼稚園の保育料は、各幼稚園がそれぞれに定めていますが、就園奨励費補助金により、結果として応能負担となっています。
- ・ 保育料の設定に当たっては、国の考え方に準じ、概ね市内の私立幼稚園の保育料に入園料を加えた額の平均に就園奨励費補助を適用した額を基本に設定することとし、保護者の大幅な負担増とならないよう配慮します。
- ・ 1号認定子どもと比較して2・3号認定子どもの方が、施設の利用可能な時間が長いことなどを考慮し、2・3号認定の保育料を超えないよう調整します。
- ・ 市立幼稚園は保育料を示さないまま27年度の入園児童の内定を行っていることから、27年度入園の児童については、卒園までの間（最大2年間）、現行の保育料と新保育料とを比較して安い方の保育料を適用するよう経過措置を設けることとします。

2・3号認定の保育料（保育所等）

- ・ 現行の保育所の保育料は、国の基準に基づき門真市で定めていますが、現状、国の基準額の約60%程度の保育料となっています。
- ・ 国の考え方に準じ、所得税額に基づき階層区分を設定しているものを、市町村民税額に基づく階層区分設定とするに当たり、概ね現行の門真市の保育料と同額となるよう設定し、保護者の負担増を極力発生させないよう配慮します。
- ・ 現在の保育所在園児童が卒園するまでの間（最大5年間）、年少扶養控除等の廃止前の旧税額を再計算した保育料と新保育料（年少扶養控除を一定見込んだ料金）とを比較して安い方の保育料を適用するよう経過措置を設けることとします。

子ども・子育て支援新制度における保育料の考え方

- 保育料の設定に当たっては、市の財政状況等も考慮しつつ、公立・私立や施設・事業の種別に関わらず、バランスに配慮して設定することを基本とする。
- 新制度移行に伴う保護者の不安感や負担感を軽減し、円滑な移行を実現するため、保護者負担については、一定の経過措置を設けることにより、激変緩和を図る。

1号認定（幼稚園等）

＜保育料設定の考え方＞

現行の幼稚園利用に当たる1号認定の保育料については、概ね市内私立幼稚園の利用料金の平均に就園奨励費補助を適用した額に対して、2号・3号認定の保育料を超えないよう調整することで、保護者の大幅な負担増とならないことを基本とする。

【27年度市負担額：約500万円】

※ただし、同額程度の就園奨励補助の減額が生じる

＜経過措置の考え方＞

市立幼稚園は保育料を示さないまま27年度入園児童の内定を行っていることから、27年度入園の児童については、卒園までの間（最大2年間）、現行の保育料と新保育料とを比較して安い方の保育料を適用するよう経過措置を設ける。

【27年度市負担額：約120万円】

2号・3号認定（保育所等）

＜保育料設定の考え方＞

現行の保育所利用に当たる2号・3号認定の保育料については、概ね現行の保育所保育料と同額となるように設定し、保護者の負担増を発生させないことを基本とする。

【27年度市負担額：約140万円】

＜経過措置の考え方＞

現在の保育所在園児童が卒園するまでの間（最大5年間）、年少扶養控除等の廃止前の旧税額を再計算した保育料と新保育料（年少扶養控除を一定見込んだ料金）とを比較して安い方の保育料を適用するよう経過措置を設ける。

【27年度市負担額：約140万円】

1号認定(幼稚園等)に係る保育料徴収基準額表(案)

【3歳以上児】

【国基準（現行制度）】

料金体系なし

【国基準（新制度）】

第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯	9,100円
第3階層	市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
第4階層	211,200円以下	20,500円
第5階層	211,201円以上	25,700円

【国基準にあわせた門真市の現状】

【門真市基準（新制度）】

【市立】 【私立】

第1階層	生活保護世帯	0円	0円	第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯 均等割課税のみ	8,400円	6,500円	第2階層	市民税非課税世帯	0円
第3階層	市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	10,100円	13,500円	第3階層	均等割課税のみ	5,300円
第4階層	211,200円以下		17,900円	第4階層	市町村民税 所得割課税額 20,000円未満	6,800円
第5階層	211,201円以上		23,100円	第5階層	20,000円以上	9,300円
				第6階層	33,900円以上	13,200円
				第7階層	101,500円以上	17,900円
				第8階層	233,500円以上	22,400円

※現行制度の階層区分の市町村民税所得割課税額は、年少扶養（16歳未満の扶養親族）を2名とした場合の加算額を加味した額

※現行制度の市立幼稚園保育料は、入園料と保育料の合計に就園奨励費補助による減免を適用後の平均月額

※現行制度の私立幼稚園保育料は、市内私立幼稚園の保育料（入園料含む）の平均に就園奨励費補助を適用後の平均月額

2号認定(保育園等)に係る保育料徴収基準額表(案)

【4歳以上児】

【国基準(現行制度)】

第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	6,000円
第3階層	市町村民税課税世帯	16,500円
第4階層	所得税額 40,000円未満	27,000円
第5階層	103,000円未満	41,500円
第6階層	413,000円未満	58,000円
第7階層	734,000円未満	77,000円
第8階層	734,000円以上	101,000円



【国基準(新制度)】

生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	6,000円 (6,000円)
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	16,500円 (16,300円)
97,000円未満	27,000円 (26,600円)
169,000円未満	41,500円 (40,900円)
301,000円未満	58,000円 (57,100円)
397,000円未満	77,000円 (75,800円)
397,000円以上	101,000円 (99,400円)

【門真市基準(現行制度)】

A	生活保護世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円
C1	市町村民税均等割課税のみ	5,500円
C2	市町村民税所得割課税あり	7,000円
D1	所得税額 8,300円未満	9,500円
D2	16,700円未満	13,600円
D3	44,400円未満	17,200円
D4	66,700円未満	21,400円
D5	88,900円未満	21,800円
D6	124,800円未満	22,200円
D7	169,200円未満	22,600円
D8	202,500円未満	23,000円
D9	469,300円未満	23,400円
D10	469,300円以上	24,000円



【門真市基準(新制度)】

生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税均等割課税のみ	5,500円 (5,400円)
市町村民税所得割課税額 20,000円未満	7,000円 (6,900円)
33,900円未満	9,500円 (9,400円)
68,500円未満	13,600円 (13,400円)
101,500円未満	17,200円 (17,000円)
128,200円未満	21,400円 (21,100円)
154,700円未満	21,800円 (21,500円)
182,000円未満	22,200円 (21,900円)
233,500円未満	22,600円 (22,300円)
268,000円未満	23,000円 (22,700円)
388,800円未満	23,400円 (23,100円)
388,800円以上	24,000円 (23,600円)

※ () 内は保育短時間認定の保育料

2号認定(保育園等)に係る保育料徴収基準額表(案)

【3歳児】

【国基準（現行制度）】

第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	6,000円
第3階層	市町村民税課税世帯	16,500円
第4階層	所得税額 40,000円未満	27,000円
第5階層	103,000円未満	41,500円
第6階層	413,000円未満	58,000円
第7階層	734,000円未満	77,000円
第8階層	734,000円以上	101,000円



【国基準（新制度）】

生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	6,000円 (6,000円)
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	16,500円 (16,300円)
97,000円未満	27,000円 (26,600円)
169,000円未満	41,500円 (40,900円)
301,000円未満	58,000円 (57,100円)
397,000円未満	77,000円 (75,800円)
397,000円以上	101,000円 (99,400円)

【門真市基準（現行制度）】

A	生活保護世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円
C1	市町村民税均等割課税のみ	5,500円
C2	市町村民税所得割課税あり	7,000円
D1	所得税額 8,300円未満	9,500円
D2	16,700円未満	13,600円
D3	44,400円未満	18,600円
D4	66,700円未満	24,000円
D5	88,900円未満	24,800円
D6	124,800円未満	25,700円
D7	169,200円未満	26,600円
D8	202,500円未満	27,000円
D9	469,300円未満	28,000円
D10	469,300円以上	29,000円



【門真市基準（新制度）】

生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税均等割課税のみ	5,500円 (5,400円)
市町村民税所得割課税額 20,000円未満	7,000円 (6,900円)
33,900円未満	9,500円 (9,400円)
68,500円未満	13,600円 (13,400円)
101,500円未満	18,600円 (18,300円)
128,200円未満	24,000円 (23,600円)
154,700円未満	24,800円 (24,400円)
182,000円未満	25,700円 (25,300円)
233,500円未満	26,600円 (26,200円)
268,000円未満	27,000円 (26,600円)
388,800円未満	28,000円 (27,600円)
388,800円以上	29,000円 (28,600円)

※（ ）内は保育短時間認定の保育料

3号認定(保育園等)に係る保育料徴収基準額表(案)

【3歳未満児】

【国基準(現行制度)】

第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円
第3階層	市町村民税課税世帯	19,500円
第4階層	所得税額 40,000円未満	30,000円
第5階層	103,000円未満	44,500円
第6階層	413,000円未満	61,000円
第7階層	734,000円未満	80,000円
第8階層	734,000円以上	104,000円



【国基準(新制度)】

生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	9,000円 (9,000円)
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	19,500円 (19,300円)
97,000円未満	30,000円 (29,600円)
169,000円未満	44,500円 (43,900円)
301,000円未満	61,000円 (60,100円)
397,000円未満	80,000円 (78,800円)
397,000円以上	104,000円 (102,400円)

【門真市基準(現行制度)】

A	生活保護世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円
C1	市町村民税均等割課税のみ	7,500円
C2	市町村民税所得割課税あり	8,800円
D1	所得税額 8,300円未満	12,000円
D2	16,700円未満	16,000円
D3	44,400円未満	20,000円
D4	66,700円未満	27,600円
D5	88,900円未満	33,400円
D6	124,800円未満	36,000円
D7	169,200円未満	44,600円
D8	202,500円未満	47,600円
D9	469,300円未満	48,800円
D10	469,300円以上	51,400円



【門真市基準(新制度)】

生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税均等割課税のみ	7,500円 (7,400円)
市町村民税所得割課税額 20,000円未満	8,800円 (8,700円)
33,900円未満	12,000円 (11,800円)
68,500円未満	16,000円 (15,800円)
101,500円未満	20,000円 (19,700円)
128,200円未満	27,600円 (27,200円)
154,700円未満	33,400円 (32,900円)
182,000円未満	36,000円 (35,400円)
233,500円未満	44,600円 (43,900円)
268,000円未満	47,600円 (46,800円)
388,800円未満	48,800円 (48,000円)
388,800円以上	51,400円 (50,600円)

※ () 内は保育短時間認定の保育料